

## 「維持管理・更新に係る情報の共有化、見える化」基本的考え方(案)

### 1. 情報の共有化・見える化を推進する意義

#### (1) 国民・地域住民に対し「情報の見える化」を推進する意義

- ・ 社会資本の整備、維持管理・更新の必要性・重要性についての理解促進
- ・ 利用している施設に関する現状理解、安心感
- ・ 健全性が著しく低い施設の周知による事故・災害リスクの低減
- ・ 施設の転用・統廃合、維持管理・更新に必要な費用負担への合意形成
- ・ 施設の適正利用、賢い使い方の実践
- ・ 施設の巡視、点検、清掃等への自主参加の推進
- ・ 行政の取り組み状況等の確認、第三者による客観的な評価による信頼構築

#### (2) 国・地方公共団体、研究機関等との「情報の共有化」を推進する意義

##### ①国

- ・ 点検実施状況等のモニタリング、地方公共団体等への助言・指導への活用
- ・ 施設の設計・施工等の情報との連携による戦略的なマネジメントの推進
- ・ 事故や災害等が発生した際の地方公共団体等への支援への活用

##### ②地方公共団体等

- ・ 自ら管理する施設の状況、維持管理レベルの確認（自己診断の実施）
- ・ 他の施設管理者の維持管理状況の確認、相互比較
- ・ 維持管理に関する目標設定、達成状況の確認
- ・ 職員等のスキルアップ
- ・ 維持管理状況の改善

##### ③民間企業・大学等の研究機関

- ・ メンテナンス技術の高度化
- ・ 民間主導による研究・技術開発の促進
- ・ メンテナンス産業の発展への貢献

### 2. 情報の共有化・見える化の推進にあたっての課題

#### (1) 国民・地域住民に対し情報を公表するにあたっての課題

- ・ テロや犯罪などを誘発する可能性のある情報の選別
- ・ 職員の負担の増加、費用の増加

## (2) 国・地方公共団体等との間で情報を共有するにあたっての課題

### ①国・地方公共団体等

- ・ 職員の負担の増加、費用の増加（再掲）
- ・ 中小の市町村の人材不足等によるデータベース化の遅れ
- ・ 用語など記載内容、記載方法等の統一化、情報システム間の連携等
- ・ 情報システムのバックアップ、リスクマネジメント（危機管理）
- ・ 共有化すべき情報の整理、情報の活用方法

### ②民間企業・大学等の研究機関

- ・ 職員の負担の増加、費用の増加（再掲）
- ・ データ流出によるテロ、犯罪等への活用の危険性
- ・ 情報の精度による研究開発の混乱、損害賠償への対応

## 3. 今後の施策の方向性

- ・ 「情報の共有化・見える化」を推進する土台として、施設の基本情報や点検実施結果、健全性の評価など施設のメンテナンス等に関する諸情報を正確に把握するとともに、施設分野ごとにデータベース化を推進。
- ・ 「情報の共有化・見える化」を推進する意義を踏まえ、これらの情報を活用し、国民・地域住民に対する「情報の見える化」、国・地方公共団体等や民間企業・大学等の研究機関との「情報の共有化」を推進。
- ・ 情報の共有化・見える化にあたっては、使用目的に応じた施設情報の階層化に努めるとともに、階層化されたデータの各々について、アクセス制限のレベル（アクセス制限無し、施設管理者に限りアクセス可、許可した者に限りアクセス可）を設定。
- ・ 施設の点検が一巡する最初の5年間で「インフラ健全性見える化5箇年（我が国のインフラの健全性が明らかになる5年間）」と位置付け、この5年間に、少なくとも以下の内容について確実に実施。
  - ・ 国民・地域住民に向けては、各施設の点検結果を踏まえ、健全性が著しく低い施設について、情報をリスト化し、地図上に表示するなど情報の公表を進める。
  - ・ 国・地方公共団体等の施設管理者に向けては、少なくともインフラの健全性等の分析を行うことを目的に、国、都道府県、市町村等の全てのインフラの管理者が協力し、全国的に情報の集約化を図るとともに、自ら管理する施設の維持管理レベルの確認など自己診断を行い、施設の老朽化対策を確実に実施する。

## 4. 講ずべき施策（順次実施）

### （1）正確な情報の把握とデータベース化

#### ①施設台帳等の確実な整備

- ・ 国や地方公共団体等の施設管理者は、施設台帳等の整備を確実に実施。
- ・ 全施設について共有化すべき維持管理情報については、標準書式を整備するなど、施設台帳等に施設管理者が点検等の結果を継続して記録する体制を整える。

#### ②点検結果等の記録の徹底

- ・ 科学的かつ合理的に社会資本のメンテナンスを実施するための原点は正確な情報の把握にある。したがって、施設の点検等を実施した際には点検結果等の正確な記録付けを徹底し、維持管理情報の充実を図る。

#### ③データ入力様式の標準化

- ・ 国や地方公共団体等の職員等による作業の効率化が図られるよう、施設分野ごとにデータ入力の省力化・標準化（標準様式の作成等）を推進。
- ・ 点検や診断等の業務発注時に契約図書で受注業者による調査結果のデータ入力を義務付けるなど、データ入力作業の効率化を図る。
- ・ データ入力書式の標準化にあたり施設特性に応じデータ入力項目を設定する際には、施設管理者間で可能な限り記載項目の統一を図るとともに、必要に応じて国・地方公共団体等の情報システムを連携させ効率的な運用を図る。

#### ④社会資本情報の集約化・電子化

- ・ 施設分野ごとに社会資本の維持管理に関する情報を集約しデータベース化、また二次利用可能な形で電子化。（なお、電子化にあたっては、中小の市町村等を支援するための措置が必要）

### （2）社会資本情報プラットフォームの構築

- ・ 各分野のデータベースから必要な基本情報や維持管理情報を収集・集計整理し、横並びで閲覧・検索を実施できる社会資本情報プラットフォームを構築する。

### （3）情報の見える化（国民・地域住民に向けて）

#### ①施設の健全性等の集計情報の公表【アクセス制限無し】

- ・ 国民や地域住民に対し、社会資本の健全性等の現状について施設分野ごとに公表。また、国・地方公共団体等別に点検の実施状況などが把握できるよう、国民や地域住民にわかりやすい公表の方法に努める。
- ・ 土木学会が進めているインフラ健康診断など、学術団体等が社会資本の健全性等を第三者の視点から客観的に評価する取り組みに対し協力を実施。

### 【公表する情報（例）】

#### ○社会資本の健全性等に関する情報

〔施設数、点検実施率、健全性の評価別施設割合、補修・修繕実施率、要対策老朽化施設リスト、長寿命化計画（行動計画）策定状況、個別施設計画策定状況 など〕

※位置情報が明確な施設は、健全性の評価を地図上に表示することも検討

※全国及び国・地方公共団体等別に公表

### ②個別施設の点検結果等の公表【アクセス制限無し】

- ・国民や地域住民に対し普段利用している施設の状況が随時確認できるよう、個別施設の基本情報、点検結果等について施設ごとにとりまとめて公表。

### 【公表する情報（例）】

#### ○施設に関する基本情報

〔施設名、所在地、管理者名、建設年度 など〕

#### ○施設の点検実施結果、施設の健全性等に関する情報

〔点検実施年度（最新）、健全性の評価 など〕

### ③社会資本維持管理情報ポータルサイトの開設【アクセス制限無し】

- ・国民や地域住民が国や地方公共団体等に関する様々な情報を容易に確認できるよう、ホームページ上に情報ポータルサイトを開設。
- ・ポータルサイトから社会資本の各分野及び地方公共団体等の社会資本に関連するホームページに直接アクセスできるようリンクを設定。

### 【公表する情報（例）】

#### ○施設の廃止・転用等の取り組み事例

〔施設の廃止事例、施設の統合・集約化等の取り組み事例、施設の転用・用途変更等の取り組み事例 など〕

#### ○施設の劣化、崩落事例

〔橋の崩落事例、トンネルの崩落事例、堤防の決壊事例、舗装の陥没事例、建築物の部材落下・漏水等の事例 など〕

#### ○施設の適正な利用、賢い使い方の例示

〔不適切な利用により施設に損傷が生じた事例、社会資本の賢い使い方の例示 など〕

#### ○法令・基準等の概要 など

### ④住民等との共同による点検等の実施

- ・施設の劣化や利用状況など、地域住民に施設の状況についての理解を深めてもらうよう、住民等と連携して共同点検や美化活動等を実施。
- ・施設の状況等について地域住民から提供される情報の受け取り体制を構築。その情報に対し地域住民にフィードバックする手法を整理。

#### (4) 情報の共有化（国・地方公共団体、研究機関等に向けて）

##### ①施設情報の階層化（レベル分け）

- ・国が全施設に関し共有化すべき特に重要な情報、施設管理者が取得すべき情報など、情報のレベル・施設規模等を整理し、情報の階層化に努める。

##### 【国が全施設に関し共有化すべき特に重要な情報（例）】【アクセス制限無し】

###### ○施設に関する基本情報

〔施設名、管理者名、所在地、建設年度 など〕

###### ○施設の点検実施結果、施設の健全性等に関する情報

〔点検実施年度（最新）、健全性の評価、補修・修繕の実施の有無 など〕

##### 【施設管理者が取得すべき情報（例）】【施設管理者に限りアクセス可】

###### ○施設に関する基本情報

〔経度・緯度、規模・構造、敷地面積 など〕

###### ○施設の点検実施結果、施設の健全性等に関する情報

〔点検・診断履歴、点検・診断結果、補修・修繕履歴、補修・修繕内容、耐震改修実施年度、耐震性能の評価 など〕

- ※【国が全施設に関し共有化すべき特に重要な情報】のほかに施設管理者が取得すべき情報を提示

##### ②進捗状況・管理指標の共有【施設管理者に限りアクセス可】

- ・社会資本の維持管理の全国的な傾向やベンチマーク分析などの結果について、各年度の進捗状況がわかるようにとりまとめ共有する。

##### 【共有する情報（例）】

###### ○地方公共団体別の社会資本の維持管理状況等の進捗状況に関する情報

〔4.（3）①の情報に関する年度別進捗状況の推移（全国平均、国・地方公共団体等別） など〕

##### ③最新の技術関連情報の共有【施設管理者に限りアクセス可】

- ・施設管理者が参考となる最新の技術関連情報を取りまとめ共有する。

##### 【共有する情報（例）】

###### ○技術開発の状況

###### ○維持管理研修等の実施状況

###### ○メンテナンスに関する会議等の開催状況 など

##### ④メンテナンスに関する会議の設置・活用

- ・地域ごと分野ごとにメンテナンスに関する会議を設置。地域の施設管理者が相互でデータを共有し点検等の進捗管理を行うなど、会議の活用を図る。

##### ⑤施設の設計・施工等の情報との連携

- ・新設時の計画、設計、施工等の情報と維持管理情報との連携を図り、CIM等への活用を図るなど戦略的なマネジメントを実践。

## ⑥技術開発と連携したデータの公開【許可した者に限りアクセス可】

- ・ 社会資本に関する研究や技術開発に有用なデータ等について整理し公開。
- ・ 公開可能な情報を二次利用可能な形式で整備、データカタログを作成。
- ・ データ提供の依頼者に対し研究目的等を確認の上、研究結果の情報提供など一定の条件のもとでデータを提供する仕組みを構築。

## ⑦相談窓口の設置

- ・ 国土技術政策総合研究所、地方整備局等の技術事務所等に、研究や技術開発に資するデータ提供に関する相談窓口を設置。

## **5. 確実に実施すべき施策（当初5年間＝インフラ健全性見える化5箇年）**

- ・ 施設の点検が一巡する最初の5年間に、少なくともインフラの健全性等の分析を行うことを目的に、全てのインフラ管理者が協力し、全国的に情報の集約化を図り、点検の実施状況など、できるものから毎年度公表していく。

### （1）正確な情報の把握とデータベース化

#### ①個別施設の基本情報・健全性等に関する情報の集約化

- ・ 平成26年度から一巡する点検結果のうち、少なくとも特に重要な以下の項目について全てのデータを収集。地方公共団体等の施設管理者はこれに協力。

#### 【集約を図る情報（例）】

〔施設名、管理者名、所在地、点検実施年度（最新）、健全性の評価）  
など〕

### （2）情報の見える化（国民・地域住民に向けて）

#### ①施設の健全性等の公表【アクセス制限無し】

- ・ 国民や地域住民に対し、社会資本の健全性等の現状について分野ごとに公表。また、国・地方公共団体等別に点検の実施状況などが把握できるよう、国民や地域住民にわかりやすい公表の方法に努める。
- ・ 健全性が著しく低い施設については、情報をリスト化し、地図上に表示。

#### 【公表する情報（例）】

○社会資本の健全性等に関する情報

〔施設数、点検実施率、健全性の評価別施設割合、補修・修繕実施率、  
要対策老朽化施設リスト など〕

### （3）情報の共有化（国・地方公共団体等に向けて）

#### ①進捗状況・管理指標の共有【施設管理者に限りアクセス可】

- ・ 社会資本の維持管理の全国的な傾向やベンチマーク分析などの結果について、各年度の進捗状況がわかるようにとりまとめ共有する。

## 【共有する情報（例）】

○地方公共団体別の社会資本の維持管理状況等の進捗状況に関する情報

〔5.（2）①の情報に関する年度別進捗状況の推移（全国平均、国・地方公共団体等別） など〕

## 6. 情報の共有化・見える化の実現にあたり併せて実施していくべき事項

- ・ 情報の共有化・見える化を推進していくためには、これらの施策を一步一步、着実に実施していくことが必要。
- ・ 一方、データベース化にあたっては、施設分野によって進捗状況は様々であり、また、市町村によっては、技術職員が少ないなどの課題がある。
- ・ したがって、情報の共有化・見える化の実現に向け、以下の取り組みを併せて行い、中小規模の市町村も含め、地方公共団体等が持続的に情報の共有化・見える化を進めていけるよう、国等が支援していくことが重要。

### （1）国、都道府県等による市町村支援の実施

- ・ 現在、社会資本メンテナンス戦略小委員会において審議中の国、都道府県等による市町村支援のための施策を活用し、点検実施結果等のデータベース化等に関しても、市町村の体制強化や国・都道府県等による技術的支援を行うことにより、施設管理者が円滑にデータベース化できるようサポートする。

### （2）取り組み状況等の見える化

- ・ 施設分野ごと、施設管理者ごとに、点検を実施した施設数、全体の施設数に対する割合等を毎年度公表していくことにより、取り組み状況等の見える化を進める。

### （3）インフラメンテナンス国民会議（仮称）の設置

- ・ 国民共有の財産である社会資本を次世代にわたり適切に継承していくためには、これまでの新たな社会資本を整備することに加え、今後は、真に必要な社会資本整備とのバランスを取りながら、行政と国民・地域住民、そして研究機関等が一体となって戦略的に維持管理・更新を行っていくことが重要。
- ・ したがって、広く国民や地域住民に社会資本の現状や施設の適正な利用方法、施設の賢い使い方等について理解を深めてもらうため、「インフラメンテナンス国民会議（仮称）」を設置し、全国の各地域でシンポジウムやセミナーなどを開催する。

### （4）インフラメンテナンスに関する表彰制度の創設

- ・ 社会資本の維持管理に著しく貢献した団体等を表彰する大臣表彰制度を創設し、国民や地域住民にインフラメンテナンスの意識を高めてもらうとともに、地域の社会資本の維持管理への積極的な自主参加を促す。

以上